

2022年11月1日

院外処方せんにおける疑義照会簡素化プロトコール

公益社団法人地域医療振興協会 村立東海病院

1. 簡素化プロトコールに基づく処方変更に係る原則
 - (ア) 問い合わせ等の簡素化を希望する場合、「院外処方せんにおける疑義照会簡素化のプロトコール覚書」を提出し、覚書の締結をもって実施すること
 - (イ) 先発品において「変更不可」の欄にチェックがあり、かつ保険医署名欄に処方医の署名又は記名・押印がある場合は、疑義照会なく処方薬を変更できないものとする
 - (ウ) 処方内に医師のコメントがある場合は、コメントを優先させること(「剤形変更不可」「規格変更不可」等)
 - (エ) 処方変更は、各医薬品の適応及び用法用量を厳守した変更とすること
 - (オ) 保険調剤薬局での患者の待ち時間短縮や処方医の負担軽減の観点から、院外処方せんに関する保険調剤薬局からの疑義照会に関して包括的に薬剤師法第23条第2項に規定する医師の同意がなされたものとして、各項目の対応を認めるものとする
 - (カ) 麻薬・注射薬については、本プロトコールの対象外とする
 - (キ) プロトコール以外の疑義照会については、通常疑義照会を行うこと
 - (ク) 患者に確認して判断できる可能性のある内容は、疑義紹介する前に患者に確認すること
 - (ケ) 判断に悩む場合は保険調剤薬局で拡大解釈をせず、必ず疑義照会すること
 - (コ) 著しく患者へ不利益を与えた場合には、覚書の締結を解除する可能性があるものとする
2. 各種問合せ窓口
 - (ア) 処方内容に関すること(診療、調剤に関する疑義・質疑など)

受付時間	平日	: 8時45分から17時00分まで
	土曜日	: 8時45分から12時30分まで
		FAX: 029-277-4643(専用用紙使用)
		上記以外
		TEL: 029-282-2188(代)

村立東海病院 2022年11月1日作成版

(イ) 疑義照会簡素化プロトコールに基づく処方変更・調剤後の報告書提出

FAX:029-277-4643(専用用紙使用)

(ウ) トレーシングレポート提出

FAX:029-306-2811(薬剤室宛て)

3. 処方変更・調剤後の連絡

処方変更して調剤した場合は、その内容を専用用紙を用いて FAX にて問い合わせ窓口までお願いいたします。オーダーリングシステム内の処方修正が必要と判断した場合には、次回からの処方に反映させます。ただし、一般名処方に基づいて調剤した場合、後発品の変更調剤については、情報提供書の連絡は不要です。

4. 専用用紙を用いて事後報告可能例

(ア) 成分名が同一の銘柄変更 (変更不可の処方を除く)

例 1: グラクティブ錠 50 mg(先発品) → ジャヌビア錠 50 mg(先発品)

例 2: グリメピリド錠 1 mg「サワイ」(後発品) → アマリール錠 1 mg(先発品)

- 先発品間の変更は可とする
- 後発品から先発品への変更は可とする
- 必ず患者に説明 (服用方法、価格) 後、同意を得て変更すること
- 適応症が異なる場合、適応外使用にならないように留意すること

(イ) 剤型の変更 (剤形変更不可の処方を除く)

例 1: アムロジン OD 錠 5 mg(先発品) → アムロジン錠 5 mg(先発品)

例 2: プロチゾラム OD 錠 0.25mg(後発品) → レンドルミン錠 0.25 mg(先発品)

- 用法・用量が変わらない場合のみ可とする
- 安定性、溶解性、体内動態等を考慮して行うこと
- 軟膏剤からクリーム剤、クリーム剤から軟膏剤の変更は不可とする
- 錠→散、顆粒、…等の変更は疑義照会をすること
- 必ず患者に説明 (服用方法、価格) 後、同意を得て変更すること
- 適応症が異なる場合、適応外使用にならないように留意すること

(ウ) 別規格製剤がある場合の処方規格の変更 (含量規格変更不可の処方を除く)

例 1: 20 mg 錠 1 回 2 錠 → 40 mg 錠 1 回 1 錠

例 2: 20 mg 錠 1 回 0.5 錠 → 10 mg 錠 1 回 1 錠

例 3:【般】イソソルビド経口液 70%1mL 30mL

→ イソソルビド内用液 70%分包 30mL 1 包

- 必ず患者に説明（服用方法、価格）後、同意を得て変更すること
- 適応症が異なる場合、適応外使用にならないように留意すること

(エ) アドヒアランス等の理由により半割、粉碎、混合すること、又はその逆（規格追加も含む）。ただし、抗腫瘍剤、催奇形性を有する薬剤を除く

例 1: バクタ配合錠 1 錠 → バクタ配合錠 0.5 錠×2(半割)

例 2: ワーファリン錠 1 mg 3.5 錠 → ワーファリン錠 1 mg 3 錠
+ワーファリン錠 0.5 mg 1 錠

- 安定性を考慮して行うこと
- 必ず患者に説明（服用方法、価格）後、同意を得て変更すること

(オ) 「患者又は患者家族の希望」もしくは「アドヒアランス不良で一包化による向上が見込まれる」の理由により一包化調剤すること（抗腫瘍剤、又はコメントに一包化不可とある場合は除く）

- 安定性を考慮して行うこと
- 必ず患者に説明（服用方法、価格）後、同意を得て変更すること

(カ) 軟膏等外用塗布剤の規格変更

例 1: ボルタレンゲル 1%25g 2 本 → ボルタレンゲル 1%50g 1 本

- 合計処方量が変わらない場合のみ可とする
- 軟膏剤からクリーム剤、クリーム剤から軟膏剤の変更は不可とする

(キ) 薬歴上継続処方されている処方薬に残薬があるため、投与日数を調整（短縮）して調剤すること（外用剤の数量変更を含む）、又は継続処方が行われたために処方日数が必要数に満たないと判断される場合の投与日数の適正化

例 1: マグミット錠 330 mg 30 日分 → 16 日分（残薬が 14 日分あるため）

例 2: アンテベート軟膏 0.05%(5g)1 本 → 削除(残薬が 1 本あるため)

例 3: ニトロダーム TTS 35 枚 → 30 枚(他定期薬が 30 日分処方のため)

- 内服薬の残数は最低 1 日分残して残薬調節し、処方の削除はしないこと。次の診療時に患者に不利益が生じることもあり得るので厳守すること
- すでに処方日数の調整を行っている可能性もあるため、次回受診日を確認すること
- 処方日数の延長が必要な場合には、疑義照会を行うこと

(ク) 医師了解のもとで処方されている漢方薬、EPA 製剤、EPA・DHA 製剤の「食後」投与(患者面談上、食後投与が妥当と判断された場合)

例 1:大建中湯 7.5g 1回 1包、1日 3回毎食後

(ケ) 湿布薬の総量が、1日分の用量及び投与日数と合わない場合の投与日数の適正化(処方間違いが明確な場合)

例 1:(他の処方薬が 28 日分処方の時)

モーラスパップ 30mg(7 枚/袋)8 袋 1日 2回 56 日分に相当

→ 28 日分に相当

(コ) 湿布薬におけるパップ剤→テープ剤への変更、またはその逆(患者希望の場合のみ)

例 1:ロキソプロフェン Na テープ 100mg→ロキソプロフェン Na パップ 100mg

➤ 温感・非温感の変更も可

(サ) 湿布薬における規格変更(患者希望の場合のみ)

例 1:ロキソプロフェン Na テープ 100mg→ロキソプロフェン Na テープ 50mg

➤ 患者負担(費用)が増加する場合もあるため、変更時には十分注意すること

(シ) 外用剤の用法(適用回数、適用部位、適用タイミング等)が口頭で指示されている場合(処方せん上、用法指示が空白又は「医師の指示通り」が選択されている)の用法の追記(薬歴上又は患者面談上用法が明確な場合)

例 1:サンコバ点眼液 両眼点眼 → サンコバ点眼液 1日 3回両眼点眼

例 2:モーラスパップ 30mg 1日 2回貼付 → 1日 2回腰へ貼付

(ス) ピコスルファートナトリウム内用液の用法が「指示書通り」となっている場合の用法の具体的な追記

例 1:ピコスルファートナトリウム内用液 0.75%(指示書通り)

→ピコスルファートナトリウム内用液 0.75% 1回 10~15 滴 (添付文書より)

例 2:ピコスルファートナトリウム内用液 0.75%(指示書通り)

→ピコスルファートナトリウム内用液 0.75% 1回 7 滴 (患者より聴取)

(セ) ビスホスホネート製剤や睡眠薬・下剤で用法が添付文書上と患者面談上処方間違いが明確な場合

例 1:アクトネル錠 17.5mg 朝食後→起床時

例 2:レンドルミン錠 0.25mg 朝食後→就寝前

例 3:レンドルミン錠 0.25mg 発熱時→不眠時

例 4:センノシド錠 12mg 発熱時→便秘時

5. その他

- 「お薬手帳」、「トレーシングレポート」等による情報のフィードバックの推進をお願いいたします
- プロトコール、薬剤室の情報は今後も随時更新していきますので、参照してください
- 調剤過誤、副作用発生等の連絡に関する問い合わせは、下記までお願いいたします

連絡先： 村立東海病院 薬剤室

TEL: 029-282-2188 (代)

2021年10月1日(第1版)

2021年12月23日(第2版)

2022年6月20日(第3版)

2022年11月1日(第4版)